

令和7年5月23日
海事局安全政策課
海上保安庁交通部

国際海事機関（IMO）第12回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会 （NCSR 12）開催結果概要

～船舶の新しい通信システムの導入に向けた国際規則の改正案がとりまとめられました～

令和7年5月13日から22日まで、国際海事機関（IMO）の第12回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会※¹が開催されました。

今次会合では、船舶の新しい通信システムである VHF データ交換システム（VDES）の導入に向けた海上人命安全（SOLAS）条約の改正案等が取りまとめられた他、新しい規格に基づいて作られた電子海図情報等の利用のための通信枠組みについて審議が行われました。

※1 船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、搜索救助に関する国際的指針等について検討を行う MSC の下部小委員会。

1. VHF データ交換システム（VDES）の導入

VDES は、船舶自動識別装置（AIS）※²の機能に加えて、船舶間で航路等情報の交換ができる特性を活かした航行の安全性向上が期待できるシステムです。

今次会合では、VDES を現在搭載が義務付けられている AIS との選択制とする SOLAS 条約附属書第V章の改正案や VDES の性能基準案等が合意されました。この改正案等は、今後、上部委員会である海上安全委員会（MSC）による承認（本年6月予定）、採択（来年春予定）を経て、2028年1月1日から発効する見込みです。

※2 船舶の位置、針路、速力等、航行の安全に関する情報を自動的に送受信するシステム

2. 新しい規格に基づいて作られた電子海図情報等の利用に向けて

水路データの新しい国際規格である S-100 には、その規格に基づき作られた電子海図情報（S-101）や潮汐情報（S-104）、航行警報（S-124）等があります。これらの情報は、船舶に搭載される電子海図を表示する情報システム（ECDIS）にインターネット通信を通じて配信され、1つの画面上に重ねて表示することができ、利用者の利便性向上が期待されています。

今次会合では、S-100 規格の活用にあたって必要となるインターネット通信の枠組みやサイバーセキュリティの確保に向けたガイダンスについて議論が開始されました。議論の中では特に、配信される様々な情報による ECDIS 画面上の表示情報の多さや既存の海上安全情報※³との区別の観点から利用者に混乱をもたらさないようにすべきことが合意されました。

※3 船舶が安全に航行するために必要な気象・海象情報や航行警報等

この他、電子航海刊行物（ENP）の利用に関するガイドラインが合意されました。それぞれの詳細は別紙をご参照ください。

【問い合わせ先】（全般、2. 関係）海事局安全政策課 太巻

代表：03-5253-8111（内線 43-568）、直通：03-5253-8631

（1. 関係）海上保安庁交通部企画課 竹内

代表：03-3591-6361（内線 6801）、直通：03-3591-5650



国際海事機関（IMO）第 12 回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会 （NCSR 12）の主な結果概要

1. VHF データ交換システム（VDES）の導入

（１）背景

VDES は、船舶自動識別装置（AIS）の機能に加えて、船舶間で航路等情報の交換ができる特性を活かした航行の安全性向上が期待できるシステムです。2023 年より、我が国の提案により VDES を SOLAS 条約に導入するための VDES の性能基準案等の検討が行われてきました。

（２）今次会合での審議結果

VDES 導入に関する SOLAS 条約附属書第 V 章の改正案や性能基準案の作成等の作業について、前回会合において VDES の搭載は現状搭載が義務付けられている AIS との選択制とすることが合意されており、今次会合では以下の改正案等が最終化されました。

- ・ SOLAS 条約附属書第 V 章第 18、19 及び 19-1 規則等において「AIS」を「AIS 又は VDES」とする改正案
- ・ VDES の性能基準案
- ・ 関連 IMO 規則における「AIS」に「VDES の AIS コンポーネント」を含める新たな MSC 決議案

この改正案等は、今後、上部委員会である海上安全委員会（MSC）における承認（本年 6 月予定）、採択（来年春予定）を経て、2028 年 1 月 1 日より発効する見込みです。発効後は、AIS の代わりに VDES の搭載を選択できるようになります。

2. 新しい規格に基づいて作られた電子海図情報等のインターネットによる通信枠組みの作成

（１）背景

水路データの新しい国際規格である S-100 には、その規格に基づき作られた電子海図情報（S-101）や潮汐情報（S-104）、航行警報（S-124）等があります。これらの情報は、船舶に搭載される電子海図を表示する情報システム（ECDIS）にインターネット通信を通じて配信され、1 つの画面上に重ねて表示することができ、利用者の利便性向上が期待されています。

（２）今次会合での審議結果

今次会合では、S-100 規格の活用にあたって必要となるインターネット通信の枠組みやサイバーセキュリティの確保に向けたガイダンスについて議論が開始されました。議論の中では特に、配信される様々な情報による ECDIS 画面上の表示情報の多さや既存の海上安全情報との区別の観点から利用者に混乱をもたらすことがないようにすべきことが合意されました。このガイダンス策定は、今年 10 月に開催予定の IMO/ITU 合同専門家会合及び会期間通信作業部会※にて議論を続け、来年の NCSR 13 で最終化される見込みです。

※会合が開催されていない間、メールベースで審議を行うグループ

3. 電子航海刊行物（ENP）の利用に関するガイドラインの策定

（１）背景

電子海図を表示する ECDIS と異なり、潮汐表や灯台表等の航海刊行物を電子化した電子航海刊行物（ENP）については表示機器の性能基準等が策定されていなかったことから、ENP の利用に関するガイドラインを策定するための作業が 2024 年 6 月の NCSR 11 から開始され、会期間通信作業部会を通して審議を行って参りました。

（２）今次会合での審議結果

今次会合では、会期間作業部会での審議結果を踏まえて議論が行われ、本ガイドライン案は最終化されました。今次会合では特に ENP を表示する機器の画面サイズが議論となり、持ち運びやすさを考慮して画面最小サイズを対角線で 10 インチとし、タブレット機器や比較的小型のノートパソコン等で使用できることが合意されました。

このガイドライン案は、承認のために来年春の MSC 111 に上程される予定です。

以上